

東京大学国際高等研究所新世代感染症センター  
特任研究員・特任助教(特定有期雇用教職員)募集要項

1	職名及び人数	特任研究員あるいは特任助教 若干名
2	契約期間	2025年2月1日以降～2026年3月31日
3	更新の有無	更新する場合がある。更新する場合は、1年ごとに行う。更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度等を考慮のうえ判断する。ただし、更新回数は2回、在職できる期間は2027年3月31日を限度とする。
4	試用期間	採用された日から14日間
5	就業場所	白金台キャンパス(東京都港区白金台4-6-1) 変更の範囲:【特任研究員】原則同一部局内、【特任助教】本学の指定する場所(配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。)
6	所属	新世代感染症センター(感染系微生物学分野)
7	業務内容	ウイルス感染症に関する研究  【研究室の現在の研究テーマ】 キーワード: ウイルス、微生物、感染症、遺伝子、ゲノム、進化、疫学、公衆衛生 詳細は、ウェブサイト( <a href="https://www.furuse-lab.info/">https://www.furuse-lab.info/</a> )を参照  変更の範囲:【特任研究員】配置換、兼務及び出向を命じることがある、【特任助教】配置換、兼務及び出向を命じることがある(意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。)
8	就業時間	専門業務型裁量労働制(みなし労働1日7時間45分)。
9	休日	土曜日及び日曜日、祝日法による休日、年末年始(12月29日～1月3日)
10	休暇	年次有給休暇、特別休暇等
11	賃金等	年俸制を適用し、東大の規定に基づき資格、能力、経験等に応じて決定する(一例として特任研究員の場合月額給与35万円程度、特任助教の場合月額給与50万円程度)。通勤手当(原則55,000円/月まで)。詳細は、お問い合わせください
12	加入保険	文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13	応募資格	1) 博士号を有すること 2) 第一著者の英語論文があること (分子生物学実験あるいはインフォマティクス解析の経験があると望ましい)
14	提出書類	・履歴書 ・研究業績一覧 ・外部資金獲得状況 ・これまでの研究内容とこれから挑戦したい研究テーマ ・応募者について意見を伺える方1名以上の連絡先(氏名、所属、メールアドレス)  上記を、1つのファイルにまとめて送付ください(様式自由)  ※応募書類は、日本語あるいは英語で作成してください ※選考の過程で、改めて東京大学規定の様式を記入・提出していただくことがあります ※応募書類は返却いたしません

15	提出方法	<p>〈電子メールで提出される場合の提出先〉          東京大学新世代感染症センター 古瀬 宛          furusey@g.ecc.u-tokyo.ac.jp</p> <p>〈郵送で提出される場合の提出先〉          東京大学新世代感染症センター 古瀬 宛          〒108-8639 東京都港区白金台4-6-1          ※封筒の表に「応募書類在中」と朱書してください</p> <p>〈電子メール及び郵送で共通の備考〉          ※連絡の取れる電話番号を記載してください          ※応募いただいた際には、本件担当者から受理の返信を必ずいたします。返信がない場合には、お手数ですが17. に記載の問い合わせ先へご連絡願います</p>
16	応募締切	<p>～2025年12月31日(適任者の採用が決定するまで)          ※応募書類が届き次第、随時選考を行います          ※採用者が決定した場合その他事情により、募集期間内であっても応募を締め切ることがあります</p>
17	問い合わせ先	<p>東京大学 新世代感染症センター(感染系微生物学分野)          古瀬 祐気          TEL :090-9822-9269          E-mail: furusey@g.ecc.u-tokyo.ac.jp</p>
18	募集者名称	<p>国立大学法人東京大学</p>
19	受動喫煙防止措置の状況	<p>敷地内禁煙</p>
20	その他	<p>書類選考後、面接(状況に応じて、対面あるいはオンライン)をお願いすることがあります。          応募書類は本応募の用途に限り使用し、個人情報とは正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。          採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</p>